

# 一般競争入札の公告（郵便入札案件）

## 令和8～10年度 広島高速道路における自動販売機営業委託契約

次のとおり一般競争入札（郵便入札案件）に付します。

令和8年2月20日  
広島高速道路公社 理事長 友道 康仁

### 1 業務概要

- (1) 業務名 令和8～10年度 広島高速道路における自動販売機営業委託契約  
(2) 業務場所 広島高速1号線下り線温品パーキングエリア内（広島市東区温品町畠谷）及び  
広島高速道路公社（広島市東区温品一丁目8-23）ほか各管理基地  
(3) 業務内容 ア 自動販売機によるお客様への飲食料品の提供（廃棄物の処理・周辺清掃を含む）  
自動販売機の内訳  
・飲料品（缶又はペットボトル） 9台  
・飲料品（カップ式） 1台  
・食料品（アイスクリーム） 1台  
計 11台

11台のうち、温品パーキングエリアに設置する1台は、飲料品（缶又はペットボトル）の寄付型自動販売機とすること。寄付型自動販売機は交通安全啓発に資するもの（例：交通安全児童支援）とする。

なお、契約締結後に発注者、本件業務の受託者及び支援対象者の三者で支援内容等について別途協定を締結することとする。

#### イ 広島高速道路公社への営業料の支払い

営業料（月額）＝基本月額×自動販売機の設置台数+売上高月額×営業料率

※ 基本月額は光熱水費相当額である。

- (4) 契約期間 契約締結の日から令和11年3月31日まで  
(5) 業務期間 令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

### 2 競争参加資格

次に掲げる要件をすべて満たしている者であること。

- (1) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。  
(2) 次のいずれにも該当していないこと。  
ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者  
イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていない者  
ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者  
(3) 公告の日から開札の日までの間において、広島高速道路公社の指名停止措置を受けていない者であること。  
(4) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。  
(5) 日本自動販売協会（JAMA）の正会員として加盟している事業者であること。  
(6) 広島市内に本店又は支店等（継続して契約権限等を受任しているものに限る）を有する者であること。  
(7) 他の入札参加申請者と次のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社等（会社法施行規則第2条第3項第2号の規定による会社等をいう。以下同じ。）である場合は除く。

（ア）親会社と子会社の関係にある場合

（イ）親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、（イ）については、会社等の一方が更正会社又は再生手続が存続中の会社等である場合は除く。

（ア）一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

（イ）一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記ア又はイと同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

### 3 入札手続等

（1）担当部課

ア 入札・契約手続に関する事。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係 電話（082）508-6848

イ 業務内容に関する事。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 保全管理部交通管理課交通管理係 電話（082）508-6820

（2）入札説明書等の交付期間及び場所

ア 期間 公告の日から令和8年3月17日（火）まで

イ 場所 （ア）広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

（イ）広島高速道路公社のホームページ（<https://www.h-exp.or.jp/>）「調達情報」からダウンロード

（3）競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料（以下「申請書等」という。）の提出期間及び場所等

ア 期間 公告の日から令和8年3月6日（金）午後5時00分まで（必着）

イ 場所 広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課財務係

ウ 方法 申請書等は郵送することとし、持参又は電送によるものは受け付けない。なお、郵送は一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。

（4）競争参加資格の確認及び通知

競争参加資格を確認し、その結果を入札参加申請者に対して令和8年3月9日（月）までに競争参加資格確認結果通知書により、競争参加資格の有無の通知を行う。

なお、本件業務に係る競争参加資格を有すると確認し得る者がいないときは、本件業務に係る競争入札を中止する場合がある。

### 4 入札日時等

（1）入札、開札の日時（予定）、場所、入札書の郵送方法等

ア 開札日時 令和8年3月18日（水）午前10時30分

イ 開札場所 広島市東区温品一丁目8番23号 広島高速道路公社 会議室

ウ 入札方法 郵送することとし、持参又は電送による入札は認めない。なお、郵送方法は以下のとおりとする。

- 一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法にて行うこと。

一般書留、簡易書留又はレターパックプラスのいずれかの方法以外で提出した入札は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条第3号により無効とする。また、郵送方法等の詳細は、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第3条及び第4条の規定のとおりとする。

- ・ 郵送先は上記3(3)イに掲げる場所とする。
- ・ 到達期限は、令和8年3月17日(火)の午後5時00分までとする。

エ立会 入札参加者(入札参加者の代理人を含む。)は、開札に立ち会うことができる。

(2) 入札書の記載内容等

ア 入札者は、営業料率(契約書第3条「営業料」参照)を入札書(様式5)に記載すること。

イ 契約にあたっては、入札書に記載された営業料率をもって契約営業料率とする。

(3) 入札回数等

第1回目の開札において予定営業料率に達する入札書が無いときは、1回に限り再度の入札を行う。再度入札を行う場合は、入札参加者に対し、直ちに第1回目の最高営業料率、入札書の提出期限、入札書の送付先、開札日時及び開札場所を通知する。

なお、初度の入札に参加しなかった者、初度の入札において無効又は失格となった者は、再度入札には参加できない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 免除

イ 契約保証金 免除

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者の提出した入札及び入札に関する条件に違反した入札並びに広島高速道路公社契約細則第13条、広島高速道路公社郵便入札実施要綱第6条の各号に掲げる入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

なお、広島高速道路公社により競争参加資格のある旨を確認された者であっても、開札の場において2に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

(6) 落札者の決定方法

予定営業料率以上で最も高い営業料率をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないと認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適当であると認められるときは、他の者を落札者とすることがある。

5 契約書作成の要否

要

6 その他

- (1) 入札参加者は、広島高速道路公社会計規程、広島高速道路公社契約細則、広島高速道路公社郵便入札実施要綱、その他広島高速道路公社の契約に関する要綱・要領等、契約書及び設計図書等に従い入札すること。
- (2) 入札参加者は、関係法令を遵守すること。
- (3) 設計図書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。
- (4) 提出された申請書等に虚偽の記載をした場合には、指名停止の措置を行うことがある。
- (5) 申請書等に誤り又は不備が確認された場合、「申請書記入項目不備」として競争参加資格が無いものと扱う場合がある。
- (6) 入札公告後に入札中止、訂正又は入札関係資料の修正を行うことがあるので、広島高速道路公社ホームページ「調達情報」を確認すること。
- (7) 公告に定めるもののほか、本件業務の入札手続に関する詳細は入札説明書による。

以上